

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

### 平成30年 高齢者の雇用状況について

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「**定年制の廃止**」や「**定年の引上げ**」、「**継続雇用制度の導入**」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けられています。

このほど上記3つの措置(高齢者雇用確保措置)の実施状況について厚生労働省が取りまとめた集計が公表されましたので、その結果をご紹介します。

この雇用確保措置を実施していない企業に対しては、都道府県労働局、ハローワークが計画的かつ重点的な個別指導を実施していくの方針なので、きちんと対応できているか、今一度確認しておきたいところです。

#### I 65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況

##### 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

**65歳までの雇用確保措置のある企業**は計156,607社、**99.8%**[0.1ポイント増加]

##### 2 65歳定年企業の状況

**65歳定年企業**は25,217社[1,382社増加]、**16.1%**[0.8ポイント増加]



#### II 66歳以上働ける企業の状況

##### 1 66歳以上働ける制度のある企業の状況

**66歳以上働ける制度のある企業**は43,259社、割合は**27.6%**

##### 2 70歳以上働ける制度のある企業の状況

**70歳以上働ける制度のある企業**は40,515社[5,239社増加]、割合は**25.8%**[3.2ポイント増加]

##### 3 定年制廃止企業の状況

**定年制の廃止企業**は4,113社[49社増加]、割合は**2.6%**[変動なし]

<集計対象> 全国の常時雇用する労働者が31人以上の企業156,989社

【厚生労働省より】

### 賞与を支払ったら年金事務所に届出が必要です

社会保険に加入している被保険者に支給する賞与についても、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することとなっています。

賞与を支給した場合には、「**被保険者賞与支払届**」の提出により支給額等を届出します。これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者(従業員)が受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切に届出を行きましょう。

尚、賞与に対する保険料は、支給する賞与から控除することができますが、**退職月に支給する賞与は月末に退職する場合を除き、保険料控除の対象となりません。(=賞与支払い月の途中で退職する場合、社会保険料の控除は不要！)**

12月に冬期賞与を支給する事業主様は、注意が必要です。



#### 賞与の対象となるもの

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。なお、4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

【日本年金機構より】